

○徳島県警察広域自動車警ら隊の運営に関する訓令

(平成 15 年 2 月 21 日本部訓令第 1 号)

改正 平成 17 年 3 月 23 日本部訓令第 9 号 平成 18 年 2 月 27 日本部訓令第 4 号

平成 19 年 1 月 15 日本部訓令第 2 号 平成 21 年 3 月 31 日本部訓令第 12 号

平成 25 年 3 月 29 日本部訓令第 9 号 平成 25 年 12 月 19 日本部訓令第 25 号

平成 26 年 3 月 28 日本部訓令第 8 号 平成 30 年 3 月 30 日本部訓令第 13 号

令和 2 年 3 月 18 日本部訓令第 9 号

徳島県警察広域自動車警ら隊の運営に関する訓令を次のように定める。

徳島県警察広域自動車警ら隊の運営に関する訓令

目次

第 1 章 総則(第 1 条―第 4 条)
第 2 章 活動区域(第 5 条・第 6 条)
第 3 章 勤務体制(第 7 条―第 10 条)
第 4 章 隊員等の任務(第 11 条―第 16 条)
第 5 章 活動(第 17 条―第 24 条)
第 6 章 管理(第 25 条―第 29 条)
附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、広域自動車警ら隊(以下「広域自ら隊」という。)の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第 2 条 広域自ら隊は、警ら用無線自動車を用い、街頭犯罪等(街頭犯罪及び侵入犯罪をいう。以下同じ。)の検挙活動を最重点の任務とするほか、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 事件事故等の急訴事案の初動措置
 - (2) 非行少年の補導
 - (3) 交通指導取締り
 - (4) 保護・救護活動
 - (5) 現場広報
 - (6) 街頭犯罪等を抑止するために必要な活動
 - (7) 署の要請に応じた初動捜査及び警ら活動の実施並びに自動車警ら班等の実務指導
- (編成)

第3条 広域自ら隊は、企画係、第1小隊、第2小隊、第3小隊、南部方面隊及び西部方面隊で構成する。

2 広域自ら隊に隊長、副隊長及び隊長補佐を置くほか、小隊長、分隊長及び隊員並びに企画係の事務を担当する職員(以下「隊員等」という。)を置く。

(シンボルマーク)

第4条 広域自ら隊が使用する車両には、別表の図柄を同隊のシンボルマークとして、当該車両の赤色灯昇降台の正面及び両側面に表示するものとする。

第2章 活動区域

(活動拠点)

第5条 広域自ら隊の活動拠点(隊員等の勤務地及び各隊の活動の基点となる場所をいう。)を徳島名西署石井庁舎に置く。

(活動区域)

第6条 広域自ら隊各隊の活動区域は、原則次のとおりとする。

(1) 第1小隊、第2小隊及び第3小隊

徳島中央署、徳島名西署、徳島板野署及び鳴門署の管内

(2) 南部方面隊

小松島署、阿南署及び牟岐署の管内

(3) 西部方面隊

阿波吉野川署、美馬署及び三好署の管内

2 前項の規定にかかわらず、重要事件が発生するなどの非常時及び隊長が必要と判断したときは、同項の活動区域を問わず活動できるものとする。

第3章 勤務体制

(勤務制)

第7条 広域自ら隊の勤務制は、通常勤務(徳島県警察処務規程(昭和41年徳島県警察本部訓令第8号)第91条第1項に規定する勤務をいう。以下同じ。)及び交替制勤務とし、次の各号に掲げる区分により勤務する。

(1) 通常勤務 隊長、副隊長、隊長補佐及び企画係

(2) 交替制勤務 第1号に掲げる者以外の者

2 隊長は、県内の治安情勢に即応する勤務体制を確保するため、特に必要があると認めるときは、前項の勤務制を変更することができる。

(勤務時間等)

第8条 隊員等の勤務時間の割振り及び週休日の指定は、別に定める。

(勤務例)

第9条 隊長は、広域自ら隊を効果的に運用するために勤務例を定めるものとする。

(勤務計画)

第10条 隊長は、月間の勤務計画を定めて、隊員等に示さなければならない。

第4章 隊員等の任務

(基本的遵守事項)

第11条 隊員等は、警ら用無線自動車の運行及び職務執行に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 街頭犯罪等の検挙が広域自ら隊の最重点の任務であることを認識の上、常に街頭犯罪等の発生状況を分析検討し、治安情勢に即応した先制的な警らを行い、職務質問及び各種照会を励行すること。
- (2) 各署との連携を図り、勤務員が不在の交番等への立ち寄り及び所管区の警らを行うなどの支援活動を実施する。
- (3) 関係法令を遵守するとともに、日常点検の確実な実施、安全運転呼称の励行等により交通事故の絶無を期すこと。
- (4) 犯人の逮捕その他の現場活動により、やむを得ず車両を離れるときは、確実に施錠するなど、車両等の盗難防止措置を徹底すること。
- (5) 車両及び装備資機材を点検整備し、その機能を最大限に発揮させるように努めること。
- (6) 服装、言葉及び態度に留意し、関係者から最大限の理解と協力が得られるように努めること。
- (7) 事件事故等の現場に臨場の際は、関係署員と緊密に連携して、迅速かつ的確な初動措置を講じること。
- (8) 通信機器及び通話要領に習熟し、通信指令課及び署通信室の指令、手配等に迅速かつ的確に対応すること。

(隊長の任務)

第 12 条 隊長は、広域自ら隊の事務を統括し、副隊長、隊長補佐及び隊員等を指揮監督する。また、通信指令課及び関係署等との緊密な連携により、その効果的な運用を図るものとする。

(副隊長及び隊長補佐の任務)

第 13 条 副隊長及び隊長補佐は、隊長を補佐し、広域自ら隊に関する企画及び他の所属との連絡調整並びに全般的な指導監督に当たるものとする。

2 副隊長は、隊長に事故あるときは、その職務を代行するものとする。

(小隊長の任務)

第 14 条 小隊長は、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 広域自ら隊の運用に必要な計画の立案及び実施並びに分隊長及び隊員の指揮監督
- (2) 街頭犯罪等を検挙するために必要な現場指揮及び指導
- (3) 事件事故等の急訴事案の初動措置における現場指揮及び指導
- (4) 署の自動車警ら班等との連携及び調整
- (5) 交通事故及び受傷事故を防止するために必要な措置
- (6) その他広域自ら隊の所掌する事務の処理

(分隊長の任務)

第 15 条 分隊長は、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 隊員に対する指揮監督
- (2) 街頭犯罪等を検挙するために必要な現場指揮及び指導
- (3) 事件事故等の急訴事案の初動措置における現場指揮及び指導
- (4) 署の自動車警ら班等との連携及び調整
- (5) 交通事故及び受傷事故を防止するために必要な措置

(6) その他広域自ら隊の所掌する事務の処理
(車長)

第 16 条 隊長は、警ら用無線自動車ごとに当該車両の責任者として車長を置く。

2 車長は、小隊長又は分隊長をもって充てる。

3 車長は、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 車両の同乗者に対する指揮監督及び指導教養
- (2) 事件事故等の急訴事案の初動措置における現場指揮及び指導
- (3) 警ら用無線自動車の運用の調整
- (4) 車両、装備資機材、書類等の適正管理
- (5) 交通事故及び受傷事故を防止するために必要な措置

第 5 章 活動

(街頭犯罪等の検挙)

第 17 条 隊員等は、不審事由のある者又は車両を発見したときは、積極的に職務質問を行い、街頭犯罪等の予防及び検挙に努めるものとする。

(事件事故等の初動措置)

第 18 条 隊員等は、事件事故等を認知したときは、次に掲げる初動措置を行った後、発生地又は検挙地を管轄する署(以下「管轄署」という。)に引き継ぐものとする。

- (1) 被疑者の捜索、追跡及び逮捕
- (2) 負傷者の救護
- (3) 被害者、目撃者その他参考人等の確保及び応急的な事情聴取
- (4) 現場保存及び証拠隠滅の防止
- (5) 遺留品その他捜査資料の収集
- (6) 危険状態の除去及び現場の交通整理
- (7) その他事件事故等処理する上で必要な事項

(初動指揮)

第 19 条 前項の初動措置に係る指揮は隊長が行うものとする。ただし、夜間、休日(徳島県の休日を定める条例(平成元年徳島県条例第 3 号)第 1 条第 1 項に規定する県の休日という。)等隊長が不在となるときは、小隊長が行うものとする。この場合においては、小隊長は速やかに当該指揮した内容を隊長に報告しなければならない。

(捜査指揮)

第 20 条 隊員等が取り扱う事件(道路交通法令違反を含む。以下同じ。)の捜査指揮は、原則として当該事件を管轄する署長が行うものとする。

(事件の引継ぎ)

第 21 条 隊員等が事件の引継ぎを行う場合は、当該事件の管轄署に応援派遣された身分で引き継ぐものとする。

(実績目標の策定)

第 22 条 隊長は、年間の実績目標を定めて隊員等に示さなければならない。

(活動報告)

第 23 条 隊員等は、勤務中の活動状況について隊長に報告しなければならない。

(応援要請)

第 24 条 所属長は、必要がある場合には、地域課長を経由して本部長に広域自ら隊の派遣要請を行うことができる。

2 前項の要請を受けた本部長は、必要があると認めるときは派遣を命ずるものとする。

3 前項により出動した隊員等は、派遣先の署長等の指揮を受けて活動するものとする。

第 6 章 管理

(教養訓練等)

第 25 条 隊長は、隊員等に対する教養訓練及び車両点検を実施しなければならない。

(備付簿冊)

第 26 条 隊長は、広域自ら隊の運用に必要な簿冊を備え、管理するものとする。

(勤務引継の徹底等)

第 27 条 隊長は、隊員等の勤務交替に立会い、事件事故等の取扱状況を確実に引き継がせるとともに、装備資機材について点検を行うものとする。

(報告)

第 28 条 隊長は、毎月の活動結果を地域課長に報告するものとする。

(細部の事項の委任)

第 29 条 地域課長は、別に定めるもののほか、この訓令を実施するために必要な細部の事項を定めるものとする。

※別表等省略